

## 砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 試験の日時及び場所

平成25年11月8日（金曜日） 午前10時から正午まで  
新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602会議室

### 2 受験手続

#### (1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課  
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

#### (2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

#### (3) 受験願書受付期間

平成25年9月26日午前8時30分から平成25年10月25日午後5時15分まで  
（郵送の場合は10月25日付け消印のあるものを有効とする。）